

第2章『各論』

第7節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、地域で暮らす障がい者が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用を推進します。

1 情報提供の充実等

【現状と課題】

県では、視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、情報提供が迅速かつ的確に行えるよう、情報提供の拠点となる視聴覚障がい者支援センターにおいて、点字・録音図書や字幕（手話）付き映像ライブラリーなどを製作・購入し、利用者へ貸出を行っています。

今後とも、全ての人が等しく情報を得ることができるよう、障がい者に配慮した情報提供の拡充を図るとともに、視聴覚障がい者支援センターの更なる利用者増に向け、收藏する資料の充実や、積極的な周知を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 聴覚障がい者に対して字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣について、その充実を図ります。
- 視聴覚障がい者支援センター内に設置している点字図書館が收藏する「点字・録音図書」や、県立図書館におけるデージー図書（活字での読書が困難な方向けのCD-ROM）や「大活字本」の充実を図ります。
- 県主催のイベントや講演会において、聴覚障がい者が参加しやすい環境を整えるため、ヒアリンググループの設置や要約筆記・手話通訳派遣等による情報保障に努めます。

2 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者が自立し、社会参加できるようにするためには、意思疎通手段が確保

されている必要があります。

県はこれまで、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成や派遣を行ってきました。引き続き、意思疎通が困難な障がい者の特性に配慮した意思疎通手段の提供体制を充実する必要があります。

また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がい者に関する様々なマークについて、その周知啓発に努める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 意思疎通支援のため、視覚障がい者のための点訳・音訳奉仕員及び聴覚障がい者のための手話通訳者・要約筆記者の養成を行い、派遣事業が円滑に行えるよう努めます。
- 盲ろう者（視覚と聴覚の障がいを併せ持つ人）のコミュニケーションを確保するため、指文字、指点字、触手話等により通訳を行う、盲ろう者通訳・介助員の養成及び現任登録者のスキルアップを図り、必要に応じて派遣できる体制を整備します。
- 障がいのある人自らが情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を実施します。
- 軽度、中等度難聴児の補聴器購入費用を助成し、言語習得、コミュニケーション能力の向上を支援します。
- 外見では支援や配慮が必要であることが分かりにくい人が、必要な配慮を受けられるよう周囲に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」など、障がい者に関する様々なマークについて、周知啓発を徹底します。

3 行政情報のアクセシビリティの向上

【現状と課題】

県では、「徳島県ホームページ作成ガイドライン（ウェブアクセシビリティ対策版）」を策定しており、誰もが等しく情報へアクセスできる県ホームページの作成を推進しています。

また、県広報番組における手話通訳又は字幕放送の実施や、県広報紙の点字版及び音声版を発行し、県政情報や地域情報を提供しています。

引き続き、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるように、障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい特性に配慮し、必要な情報を入手できるよう、県ホームページのウェブアクセシビリティの向上に努めます。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、関係団体との協力を得ながら、障がい特性に配慮した情報伝達ができる意思疎通支援者の確保に努めます。
- 障がい者や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

第2章『各論』

第8節 雇用・就業，経済的自立の支援

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

1 総合的な就労支援

【現状と課題】

本県では、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」を県内の障がい保健福祉圏域（3圏域）ごとに設置し、障がい者の就業に関する相談支援や、日常生活に関する助言、事業所に対する助言等を行っています。また、障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・福祉・教育等の関係機関が連携して、障がい者の就業面や生活面における一体的な支援を行う必要があります。

職業能力開発の機会を確保するため、県立テクノスクールにおいて、企業や社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しています。

また、特別支援学校生等の障がい者の就労を支援するため、西部テクノスクールにおいて就労現場に沿った職業訓練を実施しています。

引き続き、関係機関や事業主との連携の下に職業訓練を実施し、障がい者の一般就労を促進する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや徳島県障害者職業センター、徳島県障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行います。あわせて、障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

- 障がい者職業能力開発校における障がいの特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障がい者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障がい者の身近な地域において障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。また、障がい者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。
- 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。
- 優れた技術・技能を持つ障がい者を「障がい者マイスター」として毎年度認定し、就労意欲の向上を図るとともに、障がい者マイスターが製作した製品や技術を広報し、付加価値を高めます。

2 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で自立するためには、生活の基盤である所得を保障する必要があります。所得保障の基本となるものとして、障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当制度があり、障がい者やその家族の生活を安定させる大きな役目をしています。このほか、障がい者の経済的負担を軽減するため、自立支援医療の給付や重度心身障がい者の医療費の自己負担分の助成、各種税の減免、運賃・料金の割引、各種資金の貸付け等を行っており、今後も引き続き、これらの制度の効果的な活用や周知徹底を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の経済的自立と生活の安定・向上を図るため、障がい者のニーズに応じ、必要な資金の貸し付けを行う生活福祉資金制度の効果的活用を促進します。
- 重度心身障がい者（児）等の医療費負担を軽減するため、更生医療等の給付や、県単独の医療費助成制度を実施します。
- 障がい者の経済的負担を軽減するため、各種税の減免制度やJR等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度等について、周知の徹底を図り

ます。

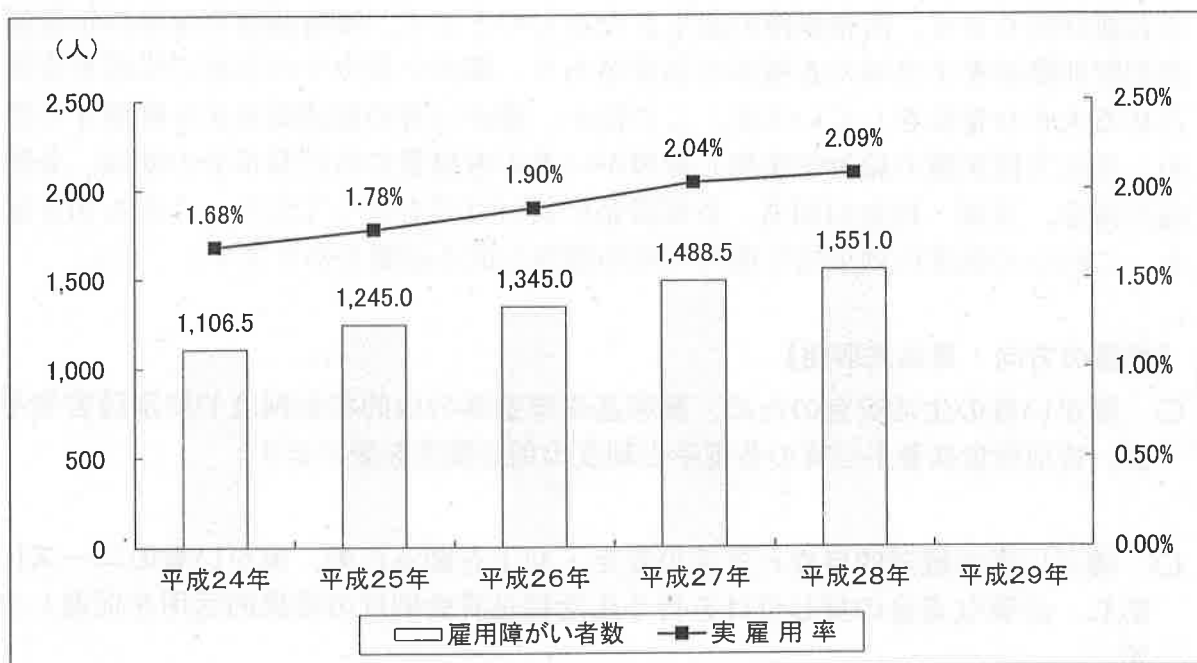
3 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

本県では、平成18年に民間企業における障がい者雇用率が全国最下位（1.33%）となったことから、「とくしま障がい者雇用促進憲章」の制定や「とくしま障がい者雇用促進行動計画」の策定、「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」の制定など、各分野の積極的な取組みにより、平成28年6月1日現在の県内民間企業の障がい者雇用率は2.09%にまで上昇し、昨年に引き続き法定雇用率（2.0%）を上回りました。

しかしながら、働く場を求める障がい者は年々増加する中、法定雇用率未達成企業（153社／422社）のうち、障がい者を一人も雇用していない企業が60.8%にのぼることや、平成30年度から精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に含まれることにより、民間企業の法定雇用率が2.2%（平成33年4月までに2.3%）に引き上げられることから、更なる障がい者雇用への取組みが必要となっております。

○ 障がい者雇用の状況（各年6月1日現在）



※ 小数点については、重度以外の身体障がい者数及び知的障がい者数並びに精神障害者である短時間勤務労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）が0.5人分としてカウントされるためです。なお、短時間労働者の実雇用率算定は、精神障がい者は平成18年から、重度以外の身体障害者及び知的障がい者は平成23年から実施されています。

【施策の方向・具体的取組】

- 法定雇用率未達成企業に対しては、効率的な指導を実施するとともに、法定雇用率対象外企業に対しても、障がいのある人の雇入れや定着促進に対する支援・指導を実施し、障がいのある人の就職件数の増加に努めます。
- 法定雇用率対象外企業も含むあらゆる企業に対し、障がい者雇用に関するセミナーの実施や就労支援制度、各種助成制度など障がい者雇用促進制度の周知を図り、活用を促進するとともに、さらなる雇用の場の確保をめざします。
- 一般就労への移行推進を図るため、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進します。
- 県が率先して、障がい者を職員に採用するとともに、合理的配慮の提供をします。
- 障がいのある人の雇用を促進するために事業所、関係機関で構成する障がい者雇用促進ネットワークを拡充し、地域（東部、西部、南部圏域のネットワーク）との連携や課題解決に取り組みます。
- 障がいのある人やその関係者に対して、就労に向けた交流やマッチングの場を提供するとともに、特に特別支援学校の生徒に対しては「特別支援学校ゆめチャレンジフェスティバル」への参加や、「特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定締結」に基づく協力事業所への職場実習などにより、相互理解を深める取組みを推進します。
- 障がい者雇用に顕著な実績をあげた企業（団体）や職場で活躍している障がいのある人に対して、知事表彰を行うとともに、企業に対してはシンボルマークの使用による社会的貢献に対する顕彰を行います。
- 職場適応訓練制度及び県単独の徳島県重度心身障害者雇用奨励金の活用によって、就職の促進と採用後の職場定着の促進を図ります。

4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

【現状と課題】

障がい者がその能力を発揮して働く機会を広げていくためには、一人ひとりの障がいの特性や程度に応じたきめ細やかな就労支援を行っていく必要があります。

精神障がいや発達障がい等、多様な特性を有する就職希望者は増加しており、こ

うした状況に対応した支援体制を整えていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 発達障がい及び高次脳機能障がい等も含む障がいのある人が安心して働き暮らしていけるよう、専門的支援のできる人材の育成とともに、雇用・教育・福祉・医療等が連携して、就労・生活をサポートします。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの地域の支援機関からなる「障がい者就労支援チーム」による、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援や事業所にジョブコーチを派遣して、障がいのある人及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行い、障がいのある人の就労を支援します。
- 障がい者就労支援施設への農業に関する専門家の派遣や、「農福連携マルシェ」の開催や、六次産品化の支援等を通じて、農業分野での障がい者の就労を支援します。
- 障がい者が中山間地の高齢者への「移動販売」と「見守り」を行う「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」の実施により、障がい者の多様な特性を生かし、地域の活性化に貢献しながら、やりがいを持って活躍できる就労の場の創出を図ります。

5 福祉的就労の底上げ

【現状と課題】

本県では、就労継続支援B型事業所を中心とした利用者の工賃を引き上げるため、「徳島県工賃向上計画」を策定、授産製品のブランド化や事業所への指導等に積極的に取り組んでおり、平成27年度の工賃実績は20,495円/月と全国でも第2位と高い水準を示しています。

今後とも、授産製品のブランド力の向上や販売促進の支援等により、引き続き工賃の向上を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者が地域社会において自立し、いきいきとした生活が営めるよう、授産製品のブランド力を強化するとともに、インターネットやイベントでの販売等を通じて、販路拡大を推進することにより、利用者の工賃アップを図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づき、県が率先して授産製品を優先発注したり、県民局等の県関係施設を授産製品の対面販売の実習場所として活用することに

より、授産製品の販路拡大と就労能力の向上を図れるよう支援します。また、民間企業、団体等にも協力を呼びかけ、行事、イベント等における販売機会の増加を図ります。

- 農業分野での障がい者の就労支援と農業の担い手不足の解消を図る「農福連携」を推進するための「農福連携推進検討会」において、障がい者就労支援施設の円滑な農業参入等を検討し、障がい者の工賃向上を目指します。

第2章『各論』

第9節 障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興

2020年の東京オリンピック・パラリンピック及びその後の振興を見据え、障がい者のスポーツ・文化芸術活動等への参加を一層促進し、障がい者の生活を豊かにするとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動における障がいのある人となない人の交流を通し、県民の障がいへの理解と認識を深め「心のバリアフリー」を促進します。

さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障がい者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図ります。

1 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

【現状と課題】

障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進を図ることは非常に重要です。また、そうした目的を達成する上で、障がい者がスポーツを通し、交流を図る機会を持つことは非常に効果的です。

本県では、障がい者スポーツの推進体制を整備するため、本県の障がい者スポーツの推進母体となる「徳島県障がい者スポーツ協会」を設立しました。今後、同協会を中心として、障がい者スポーツの総合的な振興を図っていく必要があります。

また、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、地域において障がい者が継続的にスポーツに参加できる環境を整備する必要があります。

障がい者のスポーツ振興を図るため、様々な競技種目において、大会や講演会・教室等へ障がい者スポーツ指導員を派遣し、指導を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県障がい者スポーツ協会の関係者間のネットワーク形成を図りながら、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深め、もって活力ある共生社会の実現に貢献できるよう、協会の運営を補助します。

- 障がい者のスポーツ振興を図るため、障がい者スポーツ指導員を配置、派遣し、障がい者スポーツへの参加促進や技術力の向上を図ります。
- これまで出張スポーツ教室で取り組んできた、ボッチャ競技の練習成果を発表する場として「レクリエーション・ボッチャ大会」を創設し、障がいのある人となない人が共にチームとして参加できる大会として開催します。また、このような障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるスポーツ大会を開催・継続していきます。
- 障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者スポーツの促進を図ります。
- 障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的とし、全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ねる「ノーマピック・スポーツ大会」を開催します。
- パラリンピック及びデフリンピックへの出場選手輩出を目指し、選手及び団体の育成、強化を図るため、国際大会や全国大会で活躍が期待される選手等に対し、海外遠征費等、競技力の向上に関する経費を助成します。
- 全国障害者スポーツ大会へ本県選手団を派遣することで、県民の障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者トップアスリートが、小・中・高等学校、特別支援学校を訪問し、自身の経験や競技の魅力を伝え、障がい者スポーツの理解を深めるとともに、パラリンピックの機運を盛り上げます。

2 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

【現状と課題】

障がい者の文化芸術活動を支援し、その生き方や充実感を高めることは、障がい者の自立と社会参加を促進するために、重要なことです。

また、オリンピック憲章において、オリンピズムの根本原則は、「スポーツを文化と教育と融合させ、生き方の創造を探究するもの」とされており、近年のオリンピックは「スポーツの祭典」に留まらず、「文化の祭典」でもあると言われています。

オリンピック・パラリンピックを見据え、障がい者の文化芸術活動を通じた「オリンピックレガシー」を創出するためには、より一層障がい者の文化芸術活動の振興を図るとともに、県民への理解を深める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者のアート作品を募集・展示し、優れた若手アーティストの活動を支援する「障がい者アーティストの卵」発掘展等、障がい者が、多様な文化芸術活動に参加できる機会を提供するとともに、活動の裾野を広げ、優れた才能を伸ばす取組みを推進します。
- 県立近代美術館や県立博物館等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障がい者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努めます。
- 障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者のレクリエーションの促進を図ります。

第2章『各論』

第10節 自立した生活の支援

障がいの有無にかかわらず、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、安全かつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域生活への移行（以下「地域移行」という。）を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組みを推進します。

入院中の精神障がい者の退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくため、グループホーム、訪問系サービス、日中活動系サービス等、退院後の生活を支える体制の整備を推進するとともに、「高齢入院患者地域支援事業」及び市町村の「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」等を活用して退院に向けた支援・地域定着のための支援を推進します。

また、障がい者及び障がいのある子ども（以下「障がい者等」という。）が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的及び質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉の人材育成及び確保等に着実に取り組んでいきます。

1 地域移行支援及び在宅サービス等の充実

【現状と課題】

施設に入所する障がい者（以下「施設入所者」という。）の地域移行や退院が可能な精神障がい者（以下「精神科病院入院者」という。）の地域移行等により、サービス利用者の増加が見込まれることから、十分なサービス量を確保する必要があります。どこの地域に暮らしても必要とするサービスが十分利用できるように圏域間の不均衡のない提供体制の整備とサービスの質の確保が課題となっています。

障がいの重度化や重複化及び障がい者や介護者の高齢化等により、障がい者のニーズはますます多様化しており、身近な地域で必要なサービスを組み合わせて利用できるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を図り、個々のニーズに沿ったサービスの提供に努めていく必要があります。

障がい者が円滑に地域移行するためには、住まいの場となるグループホームの充実が重要です。今後、地域移行が進むにつれ、グループホームの需要はさらに増える見込みであり、公営住宅や民間アパート（以下「公営住宅等」という。）の地域の資源や実情を踏まえ、「障がい保健福祉圏域」ごとに、計画的にグループホームの整備を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 訪問系サービスの充実

- 障がい者がどこの地域に暮らしても、その必要とする訪問系サービスを利用できるように、介護保険の「訪問介護サービス事業所」等に障害者総合支援法の周知を行い、積極的な参入を求めていくことで、サービス提供の体制の充実を図ります。
- サービスの質の向上及び多様なニーズに対応できるサービスの提供体制の整備のために、事業者に対する研修の充実を図ります。
- 退院後の居宅におけるケアを充実させ地域移行をさらに進めるために、「介護職員等によるたんの吸引等研修」を行い、サービスの充実を図ります。
- 「同行援護従業者」、「行動援護従業者」、及び「ガイドヘルパー」の研修の推進を図り、障がい者の外出を支援する体制の充実を図ります。
- 山間部等サービス提供体制が不足している地域については、引き続き体制の整備に努めます。
- 「同行援護」等のスキルアップ研修が受講できる体制の整備を図ります。また、適宜、研修会や講習会等を開催し、事業者の資質の向上を図ります。
- 障がい者の居宅等においてたんの吸引等を安全かつ適切に行うことができる介護職員等を養成するために、「介護職員等によるたんの吸引等研修事業」を開催します。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの充実

- 既存の障がい支援施設や小規模作業所をはじめとし、NPO法人、地域活動団体、遊休施設等の地域資源を有効に活用します。
- 地域で生活する障がい者のニーズにきめ細やかな対応をするため、また、圏域の単位を標準としたサービス提供の体制を確保するため、「地域活動支援センター」等の個別給付事業者への移行促進やサービス供給量が不足している圏域を中心にサービス提供体制の整備を促進します。
- 「サービス管理責任者研修」を開催し、サービス及びサービス従事者の資質の向上を図るために必要な知識や技術を有する「サービス管理責任者」を

養成します。

(3) グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備

- 公営住宅等の地域資源を活用し、質及び量の充実を図ります。
- 家庭事情や住宅事情等の理由で日常生活の援助を必要とする障がい者を支援するため、また、地域での生活を希望する施設入所者や精神科病院入院者の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備が促進されるよう配慮します。
- 地域の資源や実情を踏まえ、公営住宅等のグループホームへの活用を働きかけるとともに、グループホームについてサービス提供体制が不足している圏域を中心に適切な事業所の新規参入を促進します。
- 「サービス管理責任者研修」を開催し、サービス及びサービス従事者の資質の向上を図るために必要な知識及び技術を有する「サービス管理責任者」を養成します。
- 施設入所者が、「自立訓練事業」等の「日中活動事業」を利用することにより、生活の拠点を家庭やグループホーム及び公営住宅等へ移行することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を推進し、施設入所者の地域移行を促進します。
- 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を担う「地域生活拠点等」の早期整備を進めます。

2 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保や、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。また、「相談支援事業者」等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関やその他関係機関との連携に努めることが必要です。

今後利用者数は増加する見込みであり、更なる体制の確保を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 相談支援体制の構築

- 障がい福祉サービスの利用に当たって作成される「サービス等利用計画」については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、平成30年度以降の利用者の増加等に応じて更なる体制の確保を図ります。
- 県は、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、「サービス等利用計画」の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や専門的な助言、指導等を図ります。
- 市町村に対し、「基幹相談支援センター」の設置に向け、積極的に働きかけます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者への「サービス等利用計画」の作成や同計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化し、増加することも考えられることから、地域移行の支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。
- 障がい者支援施設や精神科病院等から地域生活へ移行した後の地域への定着（以下「地域定着」という。）はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者（児）に対する支援

- 発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）を拠点として、発達障がい者（児）への総合的な支援を進めるとともに、発達障がい者（児）が可能な限り身近な地域において早期発見・早期支援とともに切れ目のない支援を受けられるよう、きめ細やかな支援体制整備の充実を図ります。

(4) 協議会の設置等

- 県域全体の相談支援体制の整備を図ることを目的として設置している「徳島県障がい者自立支援協議会」を中心として、県内の地域自立支援協議会（市町村）ごとの相談支援体制の整備を推進し、点検、評価、助言等を行います。

また、県が「障がい者施策基本計画」や「障がい福祉計画」を定め、または変更しようとする際には「徳島県障がい者自立支援協議会」に対し積極的な意見を求めるとともに、障がい者が安心して地域に住むことができるよう、居住支援協議会との連携を図ります。

- 「発達障がい者支援体制整備検討委員会」の設置により、発達障がい児者支援に関する施策の総合的な推進を図ります。

3 障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

児童福祉法においては、障がいのある児童（以下「障がい児」という。）が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることとされています。

また、子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。

障がい児支援にあたっては、これらの法の理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るとともに、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る必要があります。

障がいの重度化・重複化等により、障がい児のニーズはますます多様化しており、特に西部圏域及び南部圏域においては、より身近なところで支援を受けられる体制の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 地域支援体制の構築

- 「障がい児通所支援」等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を行います。
- 「児童発達支援センター」については、障がいの重度化・重複化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、「障がい児通所支援」等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な「障がい児通所支援」の体制整備を図ります。
- 「障がい児入所支援」について、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、地域における様々なニーズに対応する機関としての専門的機能の強化を図り

ます。特に、「短期入所」や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

- 県は、「障がい児通所支援」及び「障がい児入所支援」を、障がい児支援の両輪として相互に連携させるため、「障がい児通所支援」の広域的な調整及び「障がい児入所支援」の体制整備の双方の観点から一体的に進めていきます。
- 「障がい児通所支援」や「障がい児入所支援」から障がい者のサービスである「障害福祉サービス」へ円滑に支援の移行が図られるよう、県及び市町村が緊密な連携を図ります。
- 障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行うことができるよう、「障がい児通所支援事業所」及び「障がい児入所施設」の支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 「障がい児通所支援」の体制整備に当たっては、「保育所」や「認定こども園」、「放課後児童クラブ」等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 障がい児の早期の発見・支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、県及び市町村の障がい児支援の担当部局においては、それぞれの子育て支援の担当部局や保健医療の担当部局との連携体制を確保します。
- 更に、障がい児の支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、「学校」、「障がい児通所支援事業所」、「障がい児入所施設」、「障がい児相談支援事業所」、「就労移行支援事業所」等の障がい福祉サービス等を提供する事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会との連携体制を確保します。

(3) 地域社会への参加及び包容の推進

- 「保育所等訪問支援」を活用し、「障がい児通所支援事業所」及び「障がい児入所支援施設」が「幼稚園」、「小学校」、「特別支援学校」等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加及び包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児に対する支援体制の充実
 - ・ 重症心身障がい児が身近な地域にある「児童発達支援」や「放課後等デ

イサービス」等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

② 医療的ケア児に対する支援体制の充実

- ・ 人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障がい児支援の充実を図ります。
- ・ 心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」により、各関連分野が共通の理解に基づき協働し、総合的な支援体制を構築するよう努めます。
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるコーディネーターとしての役割を担う相談支援専門員等について、市町村ごと（市町村単独での配置が困難な場合は圏域ごと）の配置を促します。

③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成を通じて支援体制の整備を図ります。

④ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

- ・ 障がい児入所施設における小規模なグループによる療育や心理的ケアの提供、虐待等による心理的外傷を治癒するための指導を実施する心理療法の担当職員の配置に係る加算制度の周知を図り、支援体制の整備を進めます。
- ・ こども女性相談センターと障がい児入所施設との連携により、必要な心理的ケアを受けることのできる体制づくりを進めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児に対する相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人やその家族に対する継続的な相談を行うとともに、相談を行うに当たって関係

機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児についても質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

4 障がい福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援等の提供を行っています。

今後も、障がい者等本人の意向が尊重され、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援等の確保及び質の向上を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者等本人の意向を最大限尊重しながら、一人一人に福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法をさらに普及させるため、相談支援従事者研修を実施し、相談支援事業に従事する者のスキルアップや地域の相談支援体制の構築・支援等について、中核的な役割を担う人材の育成を図ります。
- 相談支援従事者が障がい者本人の自己決定を尊重し、意思決定支援に配慮できるように、「相談支援従事者研修」等の質の向上に努めます。
- 障がい者等本人が適切にサービスを利用することができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の必要な制度の利活用を支援します。
- 「徳島県障がい者自立支援協議会」において、不足している地域のサービスの整備方策等について協議を行います。
- 県域全体や複数の市町村に関わる広域的な課題に対する市町村域を越えた連携・共同の取組を調整・支援するとともに、人材育成・養成など専門性を生かした技術的支援を行います。
- 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対し、適切な給付決定がなされるよう、市町村への支援を行います。
- 高齢者と障がい児（者）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成

29年法律第52号)において、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられた「共生型サービス」について、高齢者、障がい者等に十分な情報提供と説明を行うとともに、当該サービスの対象となる福祉サービスを実施する介護保険サービス事業所に対して、障がい福祉サービス事業所の指定申請を促すよう、制度の趣旨や内容の周知を行います。

5 補装具の交付、日常生活用具の給付及び身体障がい者補助犬の育成等

【現状と課題】

障がい者等の移動等の確保や能率向上、その他日常生活がより円滑に送れるよう、障がい者等の身体機能を補う補装具や、日常生活上の利便性を高める日常生活用具について、ニーズに応じた適正な交付や給付、貸付けを行う必要があります。

また、県では、障がい者等の社会参加の促進を図るため、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を育成・貸与していますが、飲食店やホテルなどの宿泊施設で補助犬同伴を拒否される事案が全国的にも発生していることから、補助犬の受入れについて継続的な啓発活動に取り組む必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村が実施する補装具の交付・修理や日常生活用具の給付等を支援します。
- 身体障がい者補助犬の育成・貸与を適切に行うとともに、飲食業者や宿泊業者等に対し身体障害者補助犬法の趣旨・目的等を重点的に啓発することなどにより、身体障がい者補助犬を使用する障がい者の円滑な施設等利用を促進します。

6 障がい福祉を支える人材の養成・確保

【現状と課題】

障がいの重度化や重複化、障がい者の高齢化等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増えると想定され、障がい福祉の現場を支える人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや就業促進を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成

機関を支援します。

- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施を行います。
- 利用者や求職者が就職情報等、福祉に関する必要な情報が得られるよう、インターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 徳島県福祉人材センターにおいて、福祉職場への就業を促進するため、県内の福祉関係養成校、職能団体、ハローワーク、行政等との情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供等を行い、福祉人材センターの機能強化に努め、人材の就業促進を推進します。

第3章 施策基本計画の目標数値・見込み量

第1節 主要施策の数値目標

第2節 障がい福祉サービス等の成果目標・見込み量

1 概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、平成30年度から平成32年度までの障がい福祉サービス、障がい児通所支援等、地域生活支援事業等の数値目標及び見込量を定めるものです。なお、数値目標及び見込量については、県内各市町村の見込みの積上げと、県の施策の方向性や国の指針を踏まえて定めたものです。

今後、国の指針の改定や進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行います。

2 成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

3 サービスの見込み量

- (1) 障がい福祉サービス等の見込み量
- (2) 指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- (3) 地域生活支援事業の見込み量及びその考え方

